

# 「令和7年度川俣町高齢者スマホデビュー応援助成金事業」に係る 事業協力店募集要項

## 1. 目的

社会全体のデジタル化が急速に進む中、川俣町においても高齢者のデジタルデバイス解消が喫緊の課題となっており、また、新型コロナウイルス感染症等に対する新しい生活様式の実践という面からも、スマートフォン（以下「スマホ」という。）などのデジタル機器が高齢者の生活の質を大きく向上させる役割を担うことが期待されていることから、高齢者におけるスマホの所有率を高めるための取り組みも積極的に推進していく必要があります。

そのため、本町では、一定の要件に該当する高齢者が初めてスマホを購入する際の購入費用を助成する「川俣町高齢者スマホデビュー応援助成金」を引き続き令和7年度も実施することとしており、本助成事業の円滑な実施のためには、本町と携帯電話等販売店とが連携した体制の継続が必要と考え、本事業に協力していただける事業協力店を募集するものです。

## 2. 助成金の概要

### (1) 助成事業の名称

川俣町高齢者スマホデビュー応援助成金（以下「助成金」という。）

### (2) 対象者

次の各号のすべてに該当する者とする。

- ・ 住民基本台帳法の規定による川俣町の住民基本台帳に記録されており、申請した日まで継続して3ヶ月以上町内に居住している者
- ・ 満70歳以上である者（申請の日の属する年度に満70歳に到達する者を含む。）
- ・ 自身のマイナンバーカードを取得した者
- ・ 自身が使うために初めてスマホを購入した者（購入前にはスマホを保有していない者）
- ・ 令和7年5月1日以降に、自身名義で契約し代金の支払いをした者
- ・ 町が指定する事業協力店（以下「指定店」という。）でスマホを購入した者
- ・ 川俣町の公式LINEであるかりん（Ka-LINE）（以下「かりん」という。）サービスを友達登録した者

### (3) 助成対象経費

助成金の対象経費はスマホ1台分の購入費用とし、具体的には次のとおり。

- ・ マイナンバーカードを本体で読み取る機能を有しており、かつ、インターネットが利用できる状態になっているスマホ本体の購入費
- ・ 前項スマホ本体用の充電器
- ・ 事務手数料
- ・ 使える状態にするために必要なデータ移行やアカウント設定等の手数料
- ・ 対象経費に係る消費税
- ・ 分割払いでの購入の場合は、申請した日までに支払った頭金や分割金の合計額を助成対象経費とする。

#### (4) 助成金の額

助成対象経費の4分の3の額とし、1万円を上限とする。(100円未満は切り捨て)

#### (5) 助成金の申請期間

令和7年5月1日～令和8年3月31日  
ただし、予算額を超過した時点で終了とする

#### (6) 助成金の申請及び交付の方法

- ・川俣町が準備する申請用QRコードから、協力店の操作支援を受けながらオンライン申請により行う
- ・交付決定は申請時に友達登録する「かりん」サービスで通知される
- ・助成金は町長が指定する日に申請者が指定する金融機関口座に振り込む

### 3. 応募資格

以下の全ての要件に該当すること

- (1) スマホ本体を、川俣町内又は福島市、二本松市、伊達市内の実店舗（キャリア認定ショップに限る）で販売している法人である
- (2) SIM契約（契約変更等を含む）事務を行っている
- (3) 有償又は無償を問わず、スマホ購入者に対する個別相談やアフターケア等を実施している
- (4) 購入者に対し、購入者の氏名や購入年月日、購入金額等が明記された書類の発行ができる
- (5) 租税公課の滞納処分を受けていない
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない

### 4. 指定店にご協力いただく内容

#### (1) スマホ購入時の説明

初めてスマホを購入する高齢者（以下「購入者」という。）に対し、スマホの基本的な操作や所持等に係る年間費用の説明などを丁寧に行うほか、初期設定や詐欺被害防止に関するアドバイスなどを行うこと

#### (2) 助成金の申請に係る操作等の支援

助成金の申請は購入者がオンラインで行っていただくため、申請に係る入力操作やカメラ撮影のほか、入力漏れや不鮮明な写真になっていないことを本人と確認しながら、申請手続きがスムーズに行えるよう操作支援を行うこと（助成金申請のためのオンライン操作説明書を指定店に配布する予定です）

申請時に友達登録する「かりん」サービス内にある受信設定などの支援

### 5. 協力いただく期間

川俣町が指定した日から令和8年3月31日まで。ただし、指定店との協議により協力期間の短縮ができるものとする。

## 6. 費用負担

「4. 指定店にご協力いただく内容」に係る費用は、原則として指定店負担とする。

## 7. 募集期間

令和7年3月25日から令和8年3月31日まで。

ただし、令和7年4月15日までに受け付けて指定した店舗については、令和7年5月1日付で町内全世帯に配布する助成金事業周知用チラシに事業協力店舗名を入れるものとし、その翌日以降に受け付けた応募については、事業協力店舗名の公表は町ホームページのみとする。

## 8. 質疑等

募集内容に関する質疑等については随時メールにて受け付ける。なお、メールの送信先は10. 提出書類の送信先と同じ。

また、応募を検討する者からの希望があれば、募集期間中に日程調整して個別の説明に応じる。

## 9. 指定方法及び通知

提出書類により審査し、審査結果を令和7年4月18日までにメールで通知する。

## 10. 提出書類

応募しようとする者は、次の書類をメールで提出すること。

- ・「令和7年度 川俣町高齢者スマホデビュー応援助成金事業」事業協力店 応募用紙（第1号様式）
- ・有償又は無償を問わず、スマホ購入者に対する個別相談やアフターケア等を実施している内容に関する資料（任意様式）

メールの送信先：joho@town.kawamata.lg.jp

## 11. その他

- (1) 応募に係る費用は全て応募者の負担とする
- (2) 川俣町に提出した応募書類等は返却しない
- (3) 応募に係る個人情報、本募集に限ってのみ使用する

## 12. 事業担当（問い合わせ）

川俣町政策推進課デジタル推進室

電話 024-566-2111（代表）内線 2407